

川西町創業支援利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川西町中小企業・小規模事業者振興条例（平成28年条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、本町の産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的として、予算の範囲内において川西町創業支援利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が町内において開業し、事業開始後2年未満の場合をいう。
- (2) 新分野進出 町内において事業を営んでいる事業所が、現在の業種とは異なる業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の中分類が異なる業種）に新たに進出する場合をいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象者（以下「対象者」という。）は、条例第2条で定める中小企業及び小規模事業者又は町内で創業する者であり、かつ、創業又は新分野進出に関する事業を行うにあたり、令和3年4月1日以後に金融機関から設備資金又は運転資金を資金使途とする融資を受けた者とする。

(補助金交付の範囲)

第4条 町長は、前条に定める対象者が受けた融資に対し、次の各号に定める範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 補助対象融資限度額 500万円以内
- (2) 補助金額 融資額又は補助対象融資限度額のどちらか少ない額の年利1.0パーセント以内相当額（延滞額を除く。）
- (3) 補助対象期間 融資実行日より3年以内

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、川西町創業支援利子補給補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 融資契約書の写し
- (2) 返済予定表又は履歴書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、規則第5条第1項の規定にかかわ

らず、速やかに審査を行い、補助金の交付を決定した場合は、川西町創業支援利子補給補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、創業に係る補助金の交付決定については、1対象者につき1度のみとする。

（補助事業の内容の変更）

第7条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の増減額とし、同項第2号に定める軽微な変更は、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更とする。

2 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、規則第6条第2項の承認を受けるときは、川西町創業支援利子補給補助金変更承認申請書（別記様式第3号）を、町長に提出し承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、その結果を事業実施者に通知するものとする。

（補給金の額の確定）

第8条 町長は、事業実施者から提出を受けた川西町創業支援利子補給補助金に係る償還状況証明書（別記様式第4号）又は金融機関が発行する支払利息額等が確認できる書類により補助金の額を確定し、確定した補助金額を申請者に通知するものとする。

（利子補給の打ち切り等）

第9条 町長は、対象者が次の各号の一に該当したときは、利子補給を中止又は打ち切ることができる。

(1) 倒産、廃業等の理由により、今後の償還が不可能となったとき。

(2) その他この要綱にあきらかに違反すると認められるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。